

株 主 各 位

大阪府堺市堺区海山町三丁159番地 1
株 式 会 社 幸 和 製 作 所
代表取締役社長 玉 田 秀 明

第34期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第34期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染が拡大している状況を踏まえまして、株主様の安全確保および感染拡大防止のために、株主様には可能な限り書面による議決権の事前行使をお願い申し上げるとともに、株主総会にご来場される株主様におかれましては、マスク着用などの対策のご検討をお願い申し上げます。併せて、当社の判断に基づき、株主総会会場において株主様の安全確保および感染拡大防止のために必要な措置を講じる場合もありますので、ご協力のほどお願い申し上げます。書面による議決権の事前行使にあたっては、後記の株主総会参考書類をご検討の上、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2021年5月27日（木曜日）午後6時までに到着するようにご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | |
|-----------------|--|
| 1. 日 時 | 2021年5月28日（金曜日）午前10時 |
| 2. 場 所 | 大阪府堺市堺区海山町三丁159番地 1
株式会社幸和製作所 本社 2階 会議室
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。) |
| 3. 目的事項
報告事項 | 1. 第34期（2020年3月1日から2021年2月28日まで）事業報告、連結計算書類
ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第34期（2020年3月1日から2021年2月28日まで）計算書類報告の件 |
| 決 議 事 項 | |
| 第1号議案 | 剰余金処分の件 |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第3号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く）3名選任の件 |
| 第4号議案 | 監査等委員である取締役3名選任の件 |
| 第5号議案 | 補欠監査等委員1名選任の件 |
| 第6号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額決定の件 |
| 第7号議案 | 監査等委員である取締役の報酬額決定の件 |
| 第8号議案 | 会計監査人選任の件 |

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、この「招集ご通知」をお持ちくださいますようお願い申し上げます。

本定時株主総会招集ご通知に添付すべき書類のうち、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」、計算書類の「個別注記表」「株主資本等変動計算書」および事業報告の「業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況」につきましては、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。また、万が一当該ウェブサイトに掲載した事項を除き、招集ご通知の記載内容に誤りが見つかった場合につきましても、修正の内容をインターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

新型コロナウイルス感染予防の状況により、株主総会の日時・場所の変更が生じた場合も同様にインターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

(アドレス <https://kowa-seisakusho.co.jp/>)

〈新型コロナウイルスをはじめとする感染予防への対応〉

1. 株主様へのお願い

- ・株主の皆様におかれましては、今後も新型コロナウイルス感染症に関する情報を随時ご確認いただくとともに、健康状態にご留意いただき、株主総会へのご来場を見合わせていただくことを含めて、ご検討くださいますようお願い申し上げます。
- ・特に、ご高齢の方や基礎疾患のある方、妊娠されている方、体調のすぐれない方は、株主総会へのご来場について、慎重なご判断をお願い申し上げます。

2. ご来場される株主様へのお願い

- ・体調不良と見受けられる方には、運営スタッフがお声掛けの上、ご入場をお控えいただく場合がございますので、あらかじめご了承ください。
- ・また、開会後に体調がすぐれないようにお見受けされる方につきましても、運営スタッフがお声掛けする場合やご退出をお願いする場合もございますので、あらかじめご了承ください。
- ・株主総会の所要時間を短縮するため、ご質問は原則株主様おひとり1つのみとさせていただきます。あらかじめご了承くださいますよう、お願い申し上げます。

(提供書面)

事業報告

(2020年 3 月 1 日から
2021年 2 月28日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症感染拡大に伴い、2020年4月に発出された緊急事態宣言における外出自粛要請等により景気が急速に悪化するなど、厳しい状況となりました。緊急事態宣言の解除をきっかけに国内消費は緩やかに回復基調となったものの、第2波、第3波と感染者が再び急増し、予断を許さない状況が続いております。また、海外においても、2020年1月下旬から大きく報道されている新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大に収束の気配がなく、ワクチンの実用化が進められているものの、長期的な景気の落ち込みが予想され、先行き不透明な状況が続いております。

当社グループが属する介護用品・福祉用具業界におきましては、利用者である高齢者人口の増加傾向が2042年まで続くと予想され、市場の拡大が見込まれておりますが、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化した場合には、営業活動の停滞や消費者ニーズの低下等の予想により事業活動への影響が懸念されます。また、当社の生産拠点である中国においても生産活動の鈍化や停滞等の影響が予想されるなど、今後も予断を許さない経営環境が続くことが予想されます。

このような状況のなか、当社グループは、「1. 取扱い製品領域の拡大」、「2. シニア関連事業の拡大」、「3. 介護ロボット事業の確立」、「4. 海外事業の開拓」を主な経営方針として、事業活動を進めております。

当連結会計年度におきましては、「1. 取扱い製品領域の拡大」では、株式会社シクロケアを連結子会社とすることにより、同社が取り扱う介護保険における住宅改修用品および介護保険貸与（レンタル）の対象となる手すりやスロープ、また、介護保険販売の対象品目となる特定福祉用具の入浴補助具（すのこ）等、これまで当社の市場シェアが低いもしくは参入できていなかった製品領域への参入を推進しております。

「2. シニア関連事業の拡大」では、連結子会社である株式会社ネクストケア・イノベーションがEC事業を展開しており、インターネット等を利用した介護用品・福祉用具の通信販売を展開しております。また、連結子会社である株式会社幸和ライフゼーションは、福祉用具貸与（レンタル）事業等を行っており、介護サービス事業まで事業領域を拡大しております。

「３．介護ロボット事業の確立」では、「自立支援型転倒防止ロボット歩行車」および「コミュニケーションロボット」を上市に向けて開発を進め、開発と並行しながら販路開拓に向けて市場調査を行ってまいりましたが、新型コロナウイルス感染症が蔓延するなか、緊急事態宣言発出等の影響により、実証実験を進めることができない状況となりました。そのため、「自立支援型転倒防止ロボット歩行車」（2021年２月期上市予定）および「コミュニケーションロボット」（2022年３月上市予定）両製品の上市予定を未定として変更しております。

「４．海外事業の開拓」では、すでに老人長期療養保険制度（日本の介護保険制度に相当する制度）が導入されている韓国を中心に受注が堅調に推移しており、2018年２月に介護保険制度が導入となった台湾におきましても、販売代理店との関係強化を積極的に進めてまいりました。

以上の結果、当連結会計年度における当社グループの売上高は、新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響による人の移動制限や得意先等への営業活動の制約により、5,215,020千円（前年同期比13.0%減）となり、返品調整引当金控除後の差引売上総利益は、2,667,269千円（前年同期比3.8%減）となりました。

利益面につきましては、業績確保に向けた組織の見直しや業務の効率化を図り、固定費抑制を行った結果、営業利益は368,844千円（前年同期は営業損失131,310千円）となりました。また、営業外収益として政府補助金事業等による補助金収入66,422千円等、営業外費用として支払利息38,565千円等を計上した結果、経常利益は388,403千円（前年同期は経常損失110,653千円）となりました。また、特別利益として関係会社清算結了にともなう子会社清算益70,877千円等、特別損失として投資有価証券評価損20,315千円および減損損失2,686千円等を計上した結果、税金等調整前当期純利益は428,276千円（前年同期は税金等調整前当期純損失356,601千円）となりました。

これらの結果、親会社株主に帰属する当期純利益は、法人税、住民税及び事業税61,251千円等を計上することにより、389,396千円（前年同期は親会社株主に帰属する当期純損失367,327千円）となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は75,166千円であります。

その主なものは、本社における新製品の金型取得（30,285千円）、システム改修費用（9,475千円）および子会社である東莞幸和家庭日用品有限公司における新製品の金型取得（31,345千円）等であります。

③ 資金調達の状況

(イ) 新株式発行による資金調達

当社は、新株予約権（ストック・オプション）の権利行使にともない、60,960株の新株式を発行し、23,169千円の資金調達を行いました。

(ロ) 借入れによる資金調達

当社は、当連結会計年度において、当社グループの所要資金として金融機関より長期借入金として595,000千円の資金調達を行っております。

④ 重要な組織再編等の状況

(イ) 当社の連結子会社である幸和（香港）有限公司は、2021年2月11日付で清算終了いたしました。

(ロ) 当社の連結子会社である株式会社幸和ライフゼーションの一部事業であるデイサービス事業は、2021年1月1日を効力発生日として株式会社ボラリスに吸収分割されました。

(2) 財産および損益の状況

① 企業集団の財産および損益の状況

区 分	第 31 期 (2018年2月期)	第 32 期 (2019年2月期)	第 33 期 (2020年2月期)	第 34 期 (当連結会計年度) (2021年2月期)
売上高 (千円)	5,093,256	4,526,297	5,992,157	5,215,020
経常利益または 経常損失 (△) (千円)	453,095	△262,200	△110,653	388,403
親会社株主に帰属 する当期純利益または 親会社株主に帰属する 当期純損失 (△) (千円)	356,397	△358,158	△367,327	389,396
1株当たり当期純利益 または1株当たり当期 純損失 (△) (円)	100.60	△87.52	△86.48	90.06
総 資 産 (千円)	3,676,287	4,717,452	6,310,390	5,084,100
純 資 産 (千円)	1,656,313	1,271,760	843,773	1,227,166
1株当たり純資産額 (円)	416.93	293.44	190.42	273.36

(注) 1. 当社は、2017年7月14日開催の取締役会決議により、2017年8月4日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行っておりますが、2018年2月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益または1株当たり当期純損失および1株当たり純資産額を算定しております。

- 2.当社は、2018年1月18日開催の取締役会決議により、2018年3月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っておりますが、当該株式分割が2018年2月期の期首に行われたと仮定し、1株当たり当期純利益または1株当たり当期純損失および1株当たり純資産額を算定しております。

② 当社の財産および損益の状況

区 分	第 31 期 (2018年2月期)	第 32 期 (2019年2月期)	第 33 期 (2020年2月期)	第 34 期 (当事業年度) (2021年2月期)
売 上 高 (千円)	4,294,538	3,973,450	4,293,159	3,667,364
経 常 利 益 または 経 常 損 失 (△) (千円)	474,731	△122,157	△201,254	335,992
当期純利益または 当期純損失 (△) (千円)	377,387	△218,784	△339,516	292,732
1株当たり当期純利益 または1株当たり 当期純損失 (△) (円)	106.52	△53.46	△79.93	67.71
総 資 産 (千円)	3,177,414	4,321,622	4,844,545	3,934,619
純 資 産 (千円)	1,404,310	1,178,914	819,908	1,136,624
1株当たり純資産額 (円)	353.50	281.62	191.47	261.70

- (注) 1. 当社は、2017年7月14日開催の取締役会決議により、2017年8月4日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行っておりますが、2018年2月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益または1株当たり当期純損失および1株当たり純資産額を算定しております。
2. 当社は、2018年1月18日開催の取締役会決議により、2018年3月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っておりますが、2018年2月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益または1株当たり当期純損失および1株当たり純資産額を算定しております。

(3) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社の状況

当社の親会社は株式会社秀一であり、同社は当社の株式を2,407,620株（持株比率55.4%）保有しております。同社は資産管理運用業を営んでおり、当社と直接の取引はございません。

② 重要な子会社の状況

名 称	資 本 金	出 資 比 率	主 な 事 業 内 容
東莞幸和家庭日用品有限公司	4,700千USD	当社直接 所有100%	福祉用具・介護用品の製造、OEMの 製造・販売
株式会社ネクストケア・イノ ベーション	49,500千円	当社直接 所有51%	インターネット等を利用した福祉用 具・介護用品の販売
株式会社幸和ライフゼーション	20,000千円	当社直接 所有100%	車いすのオーダーメイド事業、福祉用 具のレンタル事業
株式会社シクロケア	10,000千円	当社直接 所有100%	介護保険対象品目となる福祉用具お よび特定福祉用具の製造・販売

- (注) 1. 幸和（香港）有限公司は当連結会計年度において清算終了したため、連結の範囲から除いております。
なお、清算終了までの損益計算書については連結しております。
2. 株式会社幸和ライフゼーションが行っているデイサービス事業について、2021年1月1日に株式会社
ポラリスに吸収分割されました。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、持続的な発展のための礎となる経営基盤の強化と確立に向けて、以下の事項を重要な経営課題と認識し、今後、取り組んでまいります。

① 販売チャネルおよび取扱い製品領域の拡大

当社グループは、これまで、介護用品（介護保険対象外商品）についてホームセンターや量販店を中心に販路を広げてきました。当社連結子会社である株式会社ネクストケア・イノベーションはEC事業を展開しており、インターネット等を介した介護用品・福祉用具の通信販売を展開しております。また今後、さらなる成長に向けて、百貨店およびかばん専門店など、販路の拡大を進めてまいります。

さらに、当社グループは、歩行車、シルバーカーおよび歩行補助杖など歩行系の介護用品・福祉用具を強みとして事業を展開してまいりましたが、当社連結子会社である株式会社シクロケアが介護保険における住宅改修用品および介護保険貸与（レンタル）の対象となる手すりや

スロープ、また、介護保険販売の対象品目となる特定福祉用具の入浴補助具（すのこ）等の製造・販売を行っており、同社の製品群が当社グループの介護分野における製品の領域拡大、品揃え強化を担っております。今後も事業の成長を加速するため、販売チャネルおよび取扱い製品領域の拡大を行ってまいります。

② シニア関連事業の拡大

当社の連結子会社である株式会社幸和ライフゼーションは、ご利用者の住環境に合わせた福祉用具をご利用者の視点に立って提案する福祉用具貸与（レンタル）事業を展開しており、地域の介護福祉に貢献し、さらなる事業の拡大を目指します。また、当社グループの強みは、市場からいち早くニーズを吸い上げ、製品化する開発力にあります。今後の市場における優位性の確保には開発力が重要であるという認識のもと、その経営資源の強化を課題として取り組んでまいります。

③ 介護ロボットの事業化

当社グループは、利用者の転倒防止を目的とした「自立支援型転倒防止ロボット歩行車」を2021年2月期の上市、また、認知症の人の生活不安・ストレスを軽減する「コミュニケーションロボット」を2022年3月の上市を目指して開発に取り組んでおりましたが、新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響により実証実験が進められない状況となったため、両製品の上市予定を未定としております。

④ 海外事業の推進

当社グループは、今後、高齢化社会を迎える東アジアおよび東南アジア地域（韓国、中国、台湾、香港、インドネシア、タイ）におきまして、介護用品・福祉用具の販売の強化に取り組んでおります。台湾におきましては、2018年に介護給付を目的とした制度の導入が開始されており、同国に対する営業活動を強化しております。また、すでに老人長期療養保険制度（日本の介護保険制度に相当する制度）が導入されている韓国では、韓国農業協同組合中央会（略称：農協中央会）から大口の受注を獲得するなど、海外からの受注が堅調に推移しております。当社グループは、海外でこのような状況を踏まえ、積極的に海外における展示会に出展を行うことなどにより、海外事業の拡大に取り組んでまいります。

⑤ 品質管理体制の強化

当社グループでは、品質の精度を担保するため、設計プロセス、開発プロセスさらに生産プロセスにおけるすべての品質管理体制の見直しを実施いたしました。今後も安心・安全かつ高品質を担保するため、不良率の低減に向けた品質管理体制の構築に取り組んでまいります。

⑥ 生産管理体制の強化

東莞幸和家庭日用品有限公司（当社連結子会社）において、部材等の調達原価の低減、生産工程内での不良率の低減および当社からの発注予測情報（フォーキャスト）の共有による生産リードタイムの短縮など、効率的な生産管理体制の強化に取り組んでまいります。

⑦ 組織機能の向上および人材の育成

当社グループは、持続的な企業価値の向上を図るため、また、あらゆる経営課題を克服するためにグループ内の組織機能の関連性を強化し、継続して向上させることが課題と認識しております。今後も経営環境の変化に対して機動的に対応できる人材の確保および育成は、継続的な課題であると認識しております。

(5) 主要な事業内容（2021年2月28日現在）

事業区分	事業内容
介護用品・福祉用具製造販売事業	介護用品・福祉用具の製造、OEMの製造・販売
介護サービス事業	福祉用具のレンタルおよび車いすのオーダーメイド事業
EC事業	インターネット等を利用した介護用品・福祉用具の通信販売

(6) 主要な営業所および工場（2021年2月28日現在）

① 当社の主要な事業所

本社：大阪府堺市堺区海山町3丁159番地1

関東営業所：埼玉県さいたま市大宮区三橋1丁目1201番地 日本ビルド三橋1丁目ビル2階

九州営業所：福岡県大野城市山田3丁目2番5号

② 子会社の事業所

東莞幸和家庭日用品有限公司：Shichang Road, Sangyuan Industrial park, Dongcheng District, Dongguan City, China.

株式会社ネクストケア：福岡県北九州市八幡西区皇后崎町10番3号

イノベーション

株式会社幸和ライフゼーション：東京都江戸川区篠崎町七丁目23番5号

株式会社シクロケア：大阪府羽曳野市西浦三丁目9番25号

(7) 従業員の状況（2021年2月28日現在）

① 企業集団の従業員の状況

事業区分	従業員数	前連結会計年度末比増減
介護用品・福祉用具製造販売事業	257名 (17) 名	81名減 (4名減)
介護サービス事業	26 (36)	11名減 (5名減)
E C事業	3 (12)	－ (2名減)
合 計	286 (65)	92名減 (11名減)

- (注) 1. 従業員数は、就業人員であり、臨時従業員は（ ）内に年間平均人員数を外数で記載しております。
2. 臨時従業員には、パートタイマー、アルバイトおよび契約社員の従業員を含み、派遣社員を除いております。
3. 従業員数が前連結会計年度と比べて92名減少しておりますが、その主な理由は、グループ人員体制の適正化によるものであります。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
80 (8) 名	33名減 (6名減)	38歳	7年9ヶ月

- (注) 1. 従業員数は、就業人員であり、臨時従業員は（ ）内に年間平均人員数を外数で記載しております。
2. 臨時従業員には、パートタイマー、アルバイトおよび契約社員の従業員を含み、派遣社員を除いております。
3. 従業員数が前期末と比べて33名減少しておりますが、その主な理由は、グループ人員体制の適正化によるものであります。

(8) 主要な借入先の状況（2021年2月28日現在）

借入先	借入額
株式会社三菱UFJ銀行	569,895千円
株式会社みずほ銀行	485,780
株式会社りそな銀行	457,956
株式会社日本政策金融公庫	363,200
株式会社商工組合中央金庫	237,860
株式会社阿波銀行	66,680
独立行政法人福祉医療機構	60,000
合 計	2,241,371

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2021年2月28日現在)

① 発行可能株式総数 13,500,000株

② 発行済株式の総数 4,343,250株

(注) 新株予約権 (ストック・オプション) の権利行使にともない、発行済株式の総数は60,960株増加し、4,343,250株となっております。

③ 株主数 1,933名

④ 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株 式 会 社 秀 一	2,407,620株	55.43%
玉 田 栄 一	264,000	6.07
玉 田 秀 明	247,260	5.69
玉 田 京 子	115,500	2.65
S M B C 日 興 証 券 株 式 会 社	32,800	0.75
長 島 光 春	29,700	0.68
J.P.Morgan Securities plc	28,300	0.65
楽 天 証 券 株 式 会 社	27,800	0.64
木 根 正 裕	24,700	0.56
NOMURA PB NOMINEES LIMITED OMNIBUS-MARGIN (CASHPB)	17,800	0.40

(注) 当社は、自己株式を66株保有しております。

⑤ その他株式に関する重要な事項

新株予約権 (ストック・オプション) の権利行使にともない、60,960株の新株式を発行し、資本金および資本準備金がそれぞれ11,584千円増加しております。

(2) 新株予約権等の状況

① 当事業年度末日における新株予約権の状況

名称	新株予約権の数	目的となる株式の数	発行価額	払込金額	行使の条件	権利行使期間
第3回新株予約権	3,167個	95,010株 (注) 1	1株当たり 550円	1株当たり 550円	(注) 2	2017年3月1日から 2025年2月23日まで
第4回新株予約権	523個	15,690株 (注) 1	1株当たり 550円	1株当たり 550円	(注) 3	2018年1月16日から 2025年12月24日まで
第5回新株予約権	566個	16,980株 (注) 1	1株当たり 550円	1株当たり 550円	(注) 2	2019年2月2日から 2027年1月29日まで

(注) 1. 2018年1月18日開催の取締役会決議により、2018年3月1日付で普通株式1株につき3株の株式分割を行っております。これにより、「目的となる株式の数」、「発行価額」および「払込金額」が調整されております。

2. 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、その権利行使時においても、当社または当社の子会社の取締役、または従業員の地位にあることを要するものとする。

3. 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、その権利行使時においても、当社または当社の子会社の取締役、監査役または従業員の地位にあること、もしくは当社が認めた外部協力者であることを要するものとする。

② 当事業年度末日において当社役員が保有する職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

名称	取締役 (社外取締役を除く)		社外取締役		監査役	
	新株予約権の数 および目的となる 株式の数	保有者数	新株予約権の数 および目的となる 株式の数	保有者数	新株予約権の数 および目的となる 株式の数	保有者数
第3回新株予約権	30個 (900株)	1名	—	—	—	—

③ 当事業年度中に職務執行の対価として、当社使用人等に対し交付した新株予約権の状況 該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役および監査役の状況（2021年2月28日現在）

会社における地位	氏 名	担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況
取 締 役 会 長	玉 田 栄 一	
代 表 取 締 役 社 長	玉 田 秀 明	株式会社秀一代表取締役 株式会社幸和ライフゼーション取締役
取 締 役	植 田 樹	株式会社ネクストケア・イノベーション取締役
取 締 役	藤 田 清 文	弁護士法人淀屋橋・山上合同弁護士 中央日土地アセットマネジメント株式会社 コ ンプライアンス委員会外部委員（現任） 株式会社フェリシモ社外取締役 東洋グリーン株式会社社外取締役 いちごグリーンインフラ投資法人監督役員 株式会社グラックス・アンド・アソシエイツ監 査役
常 勤 監 査 役	市 原 貴	東莞幸和家庭日用品有限公司監事 株式会社ネクストケア・イノベーション監査役 株式会社幸和ライフゼーション監査役 株式会社シクロケア監査役
監 査 役	三 村 淳 司	三村公認会計士事務所所長 株式会社リライズ・パートナーズ 代表取締役社長 MARCSコーポレートアドバイザー株式会 社代表取締役 株式会社アジュバンコスメジャパン社外取締役 株式会社エーアイティー社外監査役 株式会社ボラリス社外監査役
監 査 役	小 島 幸 保	小島法律事務所所長弁護士 関西学院大学法学部非常勤講師 株式会社グルメ軒屋社外取締役

- (注) 1. 取締役藤田清文氏は、社外取締役であります。
2. 監査役三村淳司氏および小島幸保氏は、社外監査役であります。
3. 監査役三村淳司氏は、公認会計士および税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものです。
4. 当事業年度中の取締役および監査役の地位ならびに担当および重要な兼職に関する異動は次のとおりであります。
- ①代表取締役副社長長島光春氏は、2020年5月31日付で辞任により退任いたしました。
- ②取締役生産管理本部長吉田和正氏は、2020年5月31日付で辞任により退任いたしました。
- ③監査役小川勝二郎氏は、2020年5月26日開催の第33期定時株主総会終結の時をもって辞任により退任いたしました。
- ④監査役市原 貴氏は、2020年5月26日付で東莞幸和家庭日用品有限公司の監事および株式会社ネクストケア・イノベーション、株式会社幸和ライフゼーション、株式会社シクロケアの監査役に就

任いたしました。

5. 当社は、社外取締役藤田清文氏および社外監査役小島幸保氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役および各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を法令が定める限度まで限定する契約を締結しております。

なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役または当該社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意で重大な過失がないときに限られます。

③ 取締役および監査役の報酬等

当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	員 数	報 酬 等 の 額
取 締 役 (うち社外取締役)	6名 (1)	12,388千円 (1,543)
監 査 役 (うち社外監査役)	4 (2)	9,411 (3,417)
合 計 (うち社外役員)	10 (3)	21,799 (4,961)

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、2014年11月25日開催の臨時株主総会において、年額300,000千円以内とすることを決議しております。
2. 監査役の報酬限度額は、2014年11月25日開催の臨時株主総会において、年額30,000千円以内とすることを決議しております。
3. 上記の員数および報酬等の額については、2020年5月26日付にて辞任した監査役1名、2020年5月31日付にて辞任した取締役2名を含んでおります。

④ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

- ・社外取締役藤田清文氏は、弁護士法人淀屋橋・山上合同の弁護士であり、また日土地アセットマネジメント株式会社におけるコンプライアンス委員会外部委員、いちごグリーンインフラ投資法人における監督役員、株式会社フェリシモおよび東洋グリーン株式会社における社外取締役、株式会社グラックス・アンド・アソシエイツにおける監査役を兼任しておりますが、当社と当該法人等との間には、人的関係、資本的关系または取引関係その他利害関係

はなく、一般株主との利益相反が生じるおそれは無いと考えております。

- ・社外監査役三村淳司氏は、株式会社エーアイテイーにおける社外監査役を兼任しております。なお、株式会社エーアイテイーは当社の貿易業務に係る通関業務の一部を受託しておりますが、一般の取引条件と同様であり、取引額は僅少であります。また、株式会社ポラリスの社外監査役であります。当社は、株式会社ポラリスとの間に資本的関係を有しております。その他、同氏は三村公認会計士事務所所長、株式会社リライズ・パートナーズの代表取締役社長、M A R C S コーポレートアドバイザー株式会社の代表取締役であり、株式会社アジュバンコスメジャパンにおける社外取締役を兼任しておりますが、当社と当該法人等との間には、人的関係、資本的関係または取引関係その他利害関係はなく、一般株主との利益相反が生じるおそれは無いと考えております。
- ・社外監査役小島幸保氏は、小島法律事務所所長弁護士であり、また関西学院大学法学部における非常勤講師を兼任しておりますが、当社と当該法人等との間には、人的関係、資本的関係または取引関係その他利害関係はなく、一般株主との利益相反が生じるおそれは無いと考えております。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

	出席状況および発言状況
取締役 藤 田 清 文	当事業年度に開催された取締役会19回のうち19回に出席いたしました。出席した取締役会において、弁護士としての専門的見地から適宜発言を行っております。
監査役 三 村 淳 司	当事業年度に開催された取締役会19回のうち19回、監査役会19回のうち19回に出席いたしました。出席した取締役会および監査役会において、主に財務・会計等に関し、公認会計士としての専門的見地から適宜発言を行っております。
監査役 小 島 幸 保	当事業年度に開催された取締役会19回のうち19回、監査役会19回のうち19回に出席いたしました。出席した取締役会および監査役会において、弁護士としての専門的見地から適宜発言を行っております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称

E Y新日本有限責任監査法人

② 報酬等の額

	報 酬 等 の 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	32,400千円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	32,400千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
3. 当社の海外子会社については、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む）の監査を受けております。

③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

連結貸借対照表

(2021年2月28日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	3,269,701	流 動 負 債	1,571,321
現 金 及 び 預 金	1,833,876	支 払 手 形 及 び 買 掛 金	486,397
受 取 手 形 及 び 売 掛 金	754,150	1 年 内 返 済 予 定 の 長 期 借 入 金	413,272
商 品 及 び 製 品	499,333	リ ー ス 債 務	106,352
仕 掛 品	53,878	未 払 金	379,713
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	50,857	未 払 法 人 税 等	42,922
そ の 他	78,503	賞 与 引 当 金	39,103
貸 倒 引 当 金	△898	返 品 調 整 引 当 金	4,479
固 定 資 産	1,814,399	資 産 除 去 債 務	2,367
有 形 固 定 資 産	1,538,855	そ の 他	96,713
建 物	328,011	固 定 負 債	2,285,612
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	5,766	長 期 借 入 金	1,828,099
土 地	641,388	リ ー ス 債 務	425,883
リ ー ス 資 産	3,475	資 産 除 去 債 務	5,650
使 用 権 資 産	458,331	退 職 給 付 に 係 る 負 債	9,871
そ の 他	101,881	そ の 他	16,107
無 形 固 定 資 産	133,998	負 債 合 計	3,856,933
の れ ん	51,984	(純 資 産 の 部)	
リ ー ス 資 産	27,633	株 主 資 本	1,226,882
そ の 他	54,380	資 本 金	573,245
投 資 そ の 他 の 資 産	141,545	資 本 剰 余 金	499,616
投 資 有 価 証 券	8,879	利 益 剰 余 金	154,115
繰 延 税 金 資 産	92,367	自 己 株 式	△95
そ の 他	40,298	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	△39,608
資 産 合 計	5,084,100	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	1,026
		為 替 換 算 調 整 勘 定	△40,635
		非 支 配 株 主 持 分	39,893
		純 資 産 合 計	1,227,166
		負 債 純 資 産 合 計	5,084,100

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2020年 3 月 1 日から
2021年 2 月28日まで)

(単位：千円)

科 目		金 額	
売上	5,215,020		
売上	2,582,360		
売上	2,632,659		
売上	39,088		
売上	4,479		
売上	2,667,269		
売上	2,298,424		
売上	368,844		
売上	1,662		
売上	109		
売上	9,174		
売上	66,422		
売上	106		
売上	19,724		
売上	7,610		
売上	104,811		
売上	38,565		
売上	12,411		
売上	13,563		
売上	13,861		
売上	242		
売上	6,607		
売上	85,252		
売上	388,403		
売上	149		
売上	70,877		
売上	445		
売上	20,315		
売上	2,686		
売上	7,706		
売上	31,154		
売上	428,276		
売上	61,251		
売上	△33,926		
売上	27,324		
売上	400,951		
売上	11,554		
売上	389,396		

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

貸 借 対 照 表

(2021年2月28日現在)

(単位：千円)

科 目 (資 産 の 部)	金 額	科 目 (負 債 の 部)	金 額
流 動 資 産	1,972,855	流 動 負 債	1,106,437
現 金 及 び 預 金	964,909	支 払 手 形	24,323
受 取 手 形	41,527	買 掛 金	208,520
売 掛 金	586,082	1年内返済予定の長期借入金	411,052
商 品	348,312	リ ー ス 債 務	32,765
貯 蔵 品	30	未 払 金	309,249
前 払 費 用	20,309	未 払 費 用	27,096
未 収 入 金	4,337	未 払 法 人 税 等	36,632
そ の 他	7,345	前 受 り 金	204
固 定 資 産	1,961,763	預 り 金	13,832
有 形 固 定 資 産	385,450	賞 与 引 当 金	38,847
建 物	24,995	返 品 調 整 引 当 金	3,913
工 具 器 具 備 品	28,690	固 定 負 債	1,691,557
土 地	328,288	長 期 借 入 金	1,685,319
リ ー ス 資 産	3,475	リ ー ス 債 務	373
無 形 固 定 資 産	51,383	退 職 給 付 引 当 金	214
ソ フ ト ウ ェ ア	23,173	そ の 他	5,650
リ ー ス 資 産	27,633	負 債 合 計	2,797,994
そ の 他	576	(純 資 産 の 部)	
投 資 そ の 他 の 資 産	1,524,930	株 主 資 本	1,135,598
投 資 有 価 証 券	6,899	資 本 金	573,245
関 係 会 社 株 式	719,464	資 本 剰 余 金	499,616
長 期 貸 付 金	995,643	資 本 準 備 金	499,616
長 期 前 払 費 用	590	利 益 剰 余 金	62,832
繰 延 税 金 資 産	57,327	そ の 他 利 益 剰 余 金	62,832
そ の 他	4,056	繰 越 利 益 剰 余 金	62,832
貸 倒 引 当 金	△259,050	自 己 株 式	△95
資 産 合 計	3,934,619	評 価 ・ 換 算 差 額 等	1,026
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	1,026
		純 資 産 合 計	1,136,624
		負 債 純 資 産 合 計	3,934,619

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

(2020年 3 月 1 日から
2021年 2 月28日まで)

[illegible]

– 21 –

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年4月23日

株式会社幸和製作所

取締役会 御中

E Y 新日本有限責任監査法人
大 阪 事 務 所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	前 川 英 樹 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	神 前 泰 洋 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社幸和製作所の2020年3月1日から2021年2月28日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社幸和製作所及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示が無いかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示および注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の十四うな不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年4月23日

株式会社幸和製作所
取締役会 御中

E Y 新日本有限責任監査法人
大 阪 事 務 所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	前 川 英 樹 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	神 前 泰 洋 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社幸和製作所の2020年3月1日から2021年2月28日までの第34期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示および注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、および監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年3月1日から2021年2月28日までの第34期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、電話回線またはインターネット等を経由した手段を活用しながら、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役および監査役等とオンライン形式で意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

（1）事業報告等の監査結果

- ①事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

（2）計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人 E Y 新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

2021年4月26日

株式会社幸和製作所	監査役会
常勤監査役 市 原	貴 ⑩
社外監査役 三 村	淳 司 ⑪
社外監査役 小 島	幸 保 ⑫

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

当社は株主の皆様への利益還元を経営上の最重要課題のひとつと考え、安定配当の維持を基本としながら、今後の事業展開等を勘案して、以下のとおり第34期の期末配当をいたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

- ① 配当財産の種類
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当に関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき金10円といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は43,431,840円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
2021年5月31日といたしたいと存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

(1) 変更の理由

当社は、取締役会において決議権のある監査等委員である取締役を置くことにより、取締役会の機能を強化し、コーポレート・ガバナンスのより一層の充実と経営のさらなる効率化を図るため、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行いたします。

これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員および監査等委員会に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除等を行います。

また、定時株主総会を開催することが困難な場合であっても株主総会の決議を要せずに機動的な剰余金の配当を行うことを可能とするため、剰余金の配当等を取締役会決議によっても行い得るよう、変更案第35条（剰余金の配当の決定機関）、第36条（剰余金の配当）および第37条（配当金の除斥期間）を新設するものであります。

なお、本議案における定款の変更については、本総会終結の時をもって効力が発生するものいたします。

(2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部が変更箇所であります)

現 行 定 款	変 更 案
第1条～第3条（条文省略）	第1条～第3条（現行どおり）
（機関）	（機関）
第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、 次の機関を置く。	第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、 次の機関を置く。
（1）取締役会	（1）取締役会
（2） <u>監査役</u>	（削除）
（3） <u>監査役会</u>	（2） <u>監査等委員会</u>
（4）会計監査人	（3） <u>会計監査人</u>
第5条～第17条（条文省略）	第5条～第17条（現行どおり）
第4章 取締役および取締役会	第4章 取締役および取締役会ならびに監査等委員会

現 行 定 款	変 更 案
(員数) 第18条 当社の取締役は、10名以内とする。 (新設) (選任方法) 第19条 取締役は、株主総会において選任する。 2. (条文省略) 3. (条文省略) (新設) (新設) (任期) 第20条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 <u>2. 増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</u>	(員数) 第18条 当社の取締役 <u>(監査等委員であるものを除く。)</u> は、10名以内とする。 <u>2. 当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u> (選任方法) 第19条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</u> 2. (現行どおり) 3. (現行どおり) <u>4. 当社は、会社法第329条第3項の規定に基づき、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くこととなる場合に備えて株主総会において補欠の監査等委員である取締役を選任することができる。</u> <u>5. 前項の補欠の監査等委員である取締役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u> (任期) 第20条 取締役 <u>(監査等委員であるものを除く。)</u> の任期は、選任後<u>1</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 (削除)

現 行 定 款	変 更 案
(新設) (新設) 第21条～第22条（条文省略） （取締役会の招集通知） 第23条 取締役会の招集通知は、各取締役および各 監査役に対し、会日の3日前までに発する。 ただし、緊急の必要があるときは、この期間 を短縮することができる。 （取締役会の決議の省略） 第24条 当社は、取締役全員が取締役会の決議事 項について書面または電磁的記録により同意 したときは、当該決議事項を可決する旨の取 締役会の決議があったものとみなす。<u>ただ し、監査役が異議を述べたときはこの限りで ない。</u> (新設)	<u>2. 監査等委員である取締役の任期は、選任 後2年以内に終了する事業年度のうち最終の ものに関する定時株主総会の終結の時までと する。</u> <u>3. 任期の満了前に退任した監査等委員であ る取締役の補欠として選任された監査等委員 である取締役の任期は、退任した監査等委員 である取締役の任期の満了する時までとす る。</u> 第21条～第22条（現行どおり） （取締役会の招集通知） 第23条 取締役会の招集通知は、各取締役に對し、 会日の3日前までに発する。ただし、緊急の 必要があるときは、この期間を短縮すること ができる。 （取締役会の決議の省略） 第24条 当社は、取締役全員が取締役会の決議事 項について書面または電磁的記録により同意 したときは、当該決議事項を可決する旨の取 締役会の決議があったものとみなす。 <u>（監査等委員会の招集通知）</u> 第25条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員 に對し、会日の3日前までに発する。ただ し、緊急の必要があるときは、この期間を短 縮することができる。

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	<u>(取締役への委任)</u>
第25条 (条文省略)	第26条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。
(新設)	<u>(監査等委員会規程)</u>
第26条 (条文省略)	第27条 (現行どおり)
(取締役の報酬等)	<u>(監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。)</u>
第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。	第28条 (取締役の報酬等)
第28条 (条文省略)	第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、 <u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u>
第5章 監査役および監査役会	第30条 (現行どおり)
<u>(員数)</u>	(削除)
第28条 当会社の監査役は、3名以内とする。	

現 行 定 款	変 更 案
<u>(選任方法)</u> 第29条 監査役は、株主総会において選任する。 <u>2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u>	(削除)
<u>(任期)</u> 第30条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 <u>2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u>	(削除)
<u>(常勤監査役)</u> 第31条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。	(削除)
<u>(監査役会の招集権者および議長)</u> 第32条 監査役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、常勤監査役がこれを招集し、議長となる。 <u>2. 常勤監査役に事故があるときは、監査役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の監査役が監査役会を招集し、議長となる。</u>	(削除)
<u>(監査役会の招集通知)</u> 第33条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。	(削除)

現 行 定 款	変 更 案
<u>(監査役の決議の方法)</u> 第34条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。	(削除)
<u>(監査役会規程)</u> 第35条 監査役会に関する事項は、法令または定款に定める場合を除き、監査役会において定める監査役会規程による。	(削除)
<u>(報酬等)</u> 第36条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。	(削除)
<u>(監査役の責任免除)</u> 第37条 当会社は、取締役会の決議によって、監査役（監査役であったものを含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。 2. 当会社は、監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。	(削除)

現 行 定 款	変 更 案
第6章 会計監査人 第38条～第39条（条文省略） （会計監査人の報酬等） 第40条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。 第7章 計算 第41条（条文省略） （新設） （期末配当金） 第42条 当社は、株主総会の決議によって、毎年2月末日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を行う。 （新設）	第5章 会計監査人 第31条～第32条（現行どおり） （会計監査人の報酬等） 第33条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。 第6章 計算 第34条（現行どおり） （剰余金の配当等の決定機関） 第35条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項について、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める。 （剰余金の配当） 第36条 当社は、毎年2月末日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当を行う。 2. 当社は、毎年8月末日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当をすることができる。 3. 当社は、前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

現 行 定 款	変 更 案
<u>(中間配当金)</u> 第43条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年8月末日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当(以下「<u>中間配当金</u>」という。)をすることができる。 (期末配当金の除斥期間) 第44条 期末配当金および中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。 2. 未払の<u>期末配当金</u>および<u>中間配当金</u>には利息をつけない。 (新設)	(削除) (配当金の除斥期間) 第37条 配当金が、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。 2. 未払の<u>配当金</u>には利息をつけない。 <u>附則</u> <u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u> 1. 当会社は、第34期定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 2. 第34期定時株主総会終結前の監査役(監査役であった者を含む。)の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、34期定時株主総会の決議による変更前の定款第37条第2項の定めるところによる。

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）3名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行し、取締役全員（4名）は、定款変更の効力発生の時をもって任期満了になります。

つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く）3名の選任をお願いしたいと存じます。本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

取締役の候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位 お よ び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社の株式数
1	た ま だ え い い ち 玉 田 栄 一 (1950年10月1日生)	1987年10月 当社設立 代表取締役社長 2002年 5 月 幸和（香港）有限公司 董事 2005年 5 月 当社取締役会長 2010年12月 当社代表取締役会長 2017年 5 月 当社取締役会長（現任）	264,000株
2	た ま だ ひ で あ き 玉 田 秀 明 (1978年1月5日生)	1996年 4 月 当社入社 1997年12月 当社取締役 2002年 5 月 幸和（香港）有限公司 董事兼総経理 2005年 5 月 当社代表取締役社長（現任） 2011年 7 月 東莞幸和家庭日用品有限公司 監事 2019年 3 月 株式会社幸和ライフゼーション 取締役 (重要な兼職の状況) 株式会社秀一 代表取締役	247,260株
3	う え だ い つ き 植 田 樹 (1988年1月24日生)	2010年 4 月 当社入社 2018年 6 月 当社執行役員営業本部長 2018年11月 株式会社ネクストケア・イノベーション 取締役（現任） 2019年10月 当社執行役員経営企画室長 2020年 5 月 当社取締役（現任） (重要な兼職の状況) 株式会社ネクストケア・イノベーション 取締役	900株

(注) 1. 各取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 候補者玉田秀明氏は、会社法第2条第4号の2に定める親会社等であります。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略 歴、当 社 に お け る 地 位 お よ び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社の株式数
1	藤 田 清 文 (1972年7月21日生)	2000年4月 弁護士登録 弁護士法人淀屋橋・山上合同入所（現任） 2004年6月 金融庁検査局勤務（～2006年6月） 2006年7月 株式会社フェリシモ 社外監査役 2008年3月 日土地アセットマネジメント株式会社（現 中央日土地アセットマネジメント株式会 社）コンプライアンス委員会外部委員（現 任） 2014年5月 株式会社フェリシモ 社外取締役（現任） 2016年3月 東洋グリーン株式会社 社外取締役（現 任） 2016年5月 いちごグリーンインフラ投資法人 監査役 員（現任） 2017年5月 当社取締役（現任） 2018年11月 株式会社グラックス・アンド・アソシエイ ツ 監査役（現任） （重要な兼職の状況） 弁護士法人淀屋橋・山上合同 弁護士 中央日土地アセットマネジメント株式会社 コンプラ イアンス委員会外部委員 株式会社フェリシモ 社外取締役 東洋グリーン株式会社 社外取締役 いちごグリーンインフラ投資法人 監督役員 株式会社グラックス・アンド・アソシエイツ 監査役	-株

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
2	小島幸保 (1972年7月7日生)	2000年4月 弁護士登録 2006年4月 小島法律事務所設立 所長 弁護士（現任） 2017年5月 当社監査役（現任） 2018年4月 関西学院法科大学院准教授（現任） 2019年6月 株式会社グルメ杵屋社外取締役（現任） (重要な兼職の状況) 小島法律事務所所長 弁護士 関西学院大学法科大学院准教授 株式会社グルメ杵屋社外取締役	-株
3	加藤伸隆 (1973年5月10日生)	1998年10月 センチュリー監査法人（現EY新日本有限責任監査法人）入所 2002年5月 公認会計士登録 2003年1月 新日本監査法人（現EY新日本有限責任監査法人）退所 2003年2月 税理士事務所陽光（現税理士法人陽光）入所 2003年9月 税理士登録 2013年6月 税理士法人陽光退所 2013年7月 加藤会計事務所開設 所長（現任） (重要な兼職の状況) 加藤会計事務所所長	-株

(注) 1. 各候補者は、新任の候補者であります。

2. 各監査等委員候補者との間には特別の利害関係はありません。

3. 候補者藤田清文、小島幸保の両氏との間でそれぞれ会社法427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を法令が定める限度まで限定する契約を締結しております。なお、両氏が監査等委員である取締役役に選任された場合、当該契約を継続する予定であります。

4. 当社は、候補者加藤伸隆氏が監査等委員である取締役役に選任された場合、同氏との間で会社法427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を法令が定める限度まで限定する契約を締結する予定であります。

5. 候補者加藤伸隆氏は、過去に直接会社の経営に関与した経験はありませんが、公認会計士、税理士として培われた専門的な経験と高い見識に基づき客観的、中立的な立場から取締役の職務の執行の監督および監査を行っていただくため、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであり

ます。

6. 候補者藤田清文氏は、現在当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって、4年であります。
7. 候補者小島幸保氏は、現在当社の社外監査役であります。社外監査役としての在任期間は、本総会終の時をもって、4年であります。
8. 候補者藤田清文、小島幸保の両氏は、社外取締役の候補者であります。なお、両氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、両氏が監査等委員である社外取締役に選任された場合、引き続き独立役員として届け出る予定であります。
9. 候補者加藤伸隆氏は、社外取締役の候補者であります。なお、加藤伸隆氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、加藤伸隆氏が監査等委員である社外取締役に選任された場合、独立役員として届け出る予定であります。

第5号議案 補欠監査等委員1名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。監査等委員の員数が欠けた場合においても監査業務の継続性を維持できるように、監査等委員の補欠の監査等委員として1名の選任をお願いするものであります。

なお、監査等委員として就任した場合、その任期は、当社定款の定めにより、退任する監査等委員の任期の満了する時までとなります。

また、本議案に関しましては、取締役会の同意を得ております。

補欠監査等委員候補者は、次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位 お よ び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社の 株 式 数
たか もり ひろ ゆき 高 森 裕 行 (1965年12月15日生)	1991年4月 竹田廣彦税理士事務所入所 1996年2月 日本振興株式会社入社 1999年10月 ハイテック株式会社入社 2004年11月 ブルーエクスプレス株式会社入社 2006年4月 株式会社かんでんジョイライフ入社 2015年1月 当社入社 2015年3月 当社経営管理部長 2019年10月 当社経営企画室マネージャー 2020年5月 当社内部監査室長(現任)	10株

(注) 1. 高森裕行氏は、補欠監査等委員候補者であります。

2. 高森裕行氏と当社との間には特別の利害関係はありません。

第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額決定の件

1. 当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

当社の取締役の報酬額は、2014年11月25日開催の臨時株主総会において、年額300,000千円以内とご承認いただき、現在に至っておりますが、監査等委員会設置会社に移行することに伴い、改めて取締役（監査等委員である取締役を除く）に対する報酬額を員数や経済情勢諸般の事情を考慮し、年額300,000千円以内とさせていただきたいと存じます。

なお、当該報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとしたしたいと存じます。取締役の報酬等は、外部調査機関等のデータを参考に、資本金および従業員数などの側面から当社規模・水準の比較検討を行い決定していることから、相当なものであると判断しております。現在の取締役は4名であり、本議案に係る取締役（監査等委員である取締役を除く）の員数は、第2号議案「定款一部変更の件」および第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く）3名選任の件」が原案どおり承認可決されますと3名となります。

なお、本議案は、第2号議案の定款一部変更の件における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとしたします。

2. 当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

基本方針

①当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能する連結当期純利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、報酬は、固定報酬としての基本報酬、および業績連動報酬により構成いたします。

②基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、業績に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準を考慮して、総合的に勘案して決定するものとしたします。

③業績連動報酬等ならびに非金銭報酬等の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

業績連動報酬等は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため現金報酬とし、各事業年度の連結当期純利益の目標値に対する達成度合いに応じて算出された額を支給

限度額として当社の業績および取締役の業績に基づき支給の有無・支給額を取締役会にて協議の上で決議し、賞与として毎年一定の時期に支給するものいたします。なお、非金銭報酬等の支給については現在予定をしておりません。

④金銭報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額を取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業の報酬等額をベンチマークとして、業績連動報酬等の支給基準を各事業年度の連結当期純利益の目標値に対する達成度合いに応じた事業年度の基本報酬の年間総額に対する掛率を最大で30%とする基準を段階的に設けた上で、この割合の範囲内で、取締役会で協議して個人別の報酬等を決定するものいたします。

⑤取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については取締役会の決議にて決定するものいたします。

第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件

1. 当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

監査等委員会設置会社に移行することに伴い、監査等委員である取締役に対する報酬額を員数や経済情勢諸般の事情を考慮し、年額30,000千円以内とさせていただきたいと存じます。監査等委員の報酬等は、外部調査機関等のデータを参考に、資本金および従業員数などの側面から当社規模・水準の比較検討を行い決定していることから、相当なものであると判断しております。

本議案に係る監査等委員である取締役の員数は、第2号議案「定款一部変更の件」および第4号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認可決されますと3名となります。なお、本議案は、第2号議案の定款一部変更の件における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

2. 当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

基本方針

①当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能する連結当期純利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、報酬は、固定報酬としての基本報酬、および業績連動報酬により構成いたします。

②基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、業績に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準を考慮して、総合的に勘案して決定するものといたします。

③業績連動報酬等ならびに非金銭報酬等の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

業績連動報酬等は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため現金報酬とし、各事業年度の連結当期純利益の目標値に対する達成度合いに応じて算出された額を支給限度額として当社の業績および取締役の業績に基づき支給の有無・支給額を取締役会にて協議の上で決議し、賞与として毎年一定の時期に支給するものといたします。なお、非金銭報酬等の支給については現在予定をしておりません。

④金銭報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業の報酬等額をベンチマークとして、業績連動報酬等の支給基準を各事業年度の連結当期純利益の目標値に対する達成度合いに応じた事業年度の基本報酬の年間総額に対する掛率を最大で30%とする基準を段階的に設けた上で、この割合の範囲内で、取締役会で協議して個人別の報酬等を決定するものとしています。

⑤取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については取締役会の決議にて決定するものとしています。

第8号議案 会計監査人選任の件

当社の会計監査人であるE Y新日本有限責任監査法人は、本定時株主総会の終結の時をもって任期満了となり退任いたします。近年、監査報酬が増加傾向にあることなどを契機として、当社グループの事業規模に適した監査対応と監査費用の相当性について検討していたことから、今般、会計監査人の異動を行うこととし、東陽監査法人を会計監査人に選任することにつき、ご承認をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の決定に基づいております。

監査役会が東陽監査法人を会計監査人の候補者とした理由は、当社グループの事業規模に見合った会計監査人に必要な専門性、独立性及び品質管理体制を総合的に検討した結果、当社の会計監査が適切かつ妥当におこなわれることを確保する体制を具備しているものと判断したためであります。

会計監査人候補者は、次のとおりであります。

(2021年3月末 現在)

名 称	東陽監査法人
事業所所在地	主たる事業所：東京都千代田区神田美土代町7番地 従たる事務所：大阪、名古屋
沿革	1971年1月 監査法人日東監査事務所を設立 1981年11月 虎ノ門共同事務所との統合を機に東陽監査法人に名称を変更 大阪事務所、名古屋事務所を設置 2005年1月 監査法人西村会計事務所と合併 2006年10月 東都監査法人と合併 2018年7月 C r o w e G l o b a lへ加入
概要	出資金 320百万円 人員構成 代表社員 9名 社員 61名 公認会計士 230名 新試験合格者・会計士補 63名 その他の専門職員 27名 事務職員 25名

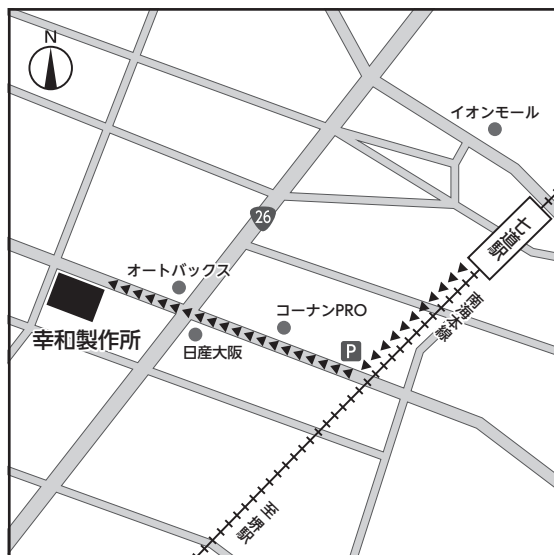
以上

株主総会会場ご案内図

会場：大阪府堺市堺区海山町三丁159番地 1

株式会社幸和製作所 本社 2階 会議室

TEL 072-238-0605（総務部）



交通 南海本線七道駅
南海本線堺駅



出口より 徒歩約10分
西出口より 徒歩約20分